

実施する能力がないとはいえないこと。

- ② 現状でもエレベータ製造メーカー及びその系列会社以外の保守管理会社が当該業務を実施している実績が存在すること。
- ③ エレベータ製造メーカーの「純正部品」はエレベータ製造メーカー及びその系列会社以外の保守管理会社でも購入することができること。

(ⅱ) エレベータ設置場所及び基數等（現状）について

設置場所	行政財産等	基 数	契約形態
県立大学職員公舎	普通財産	4 基	随意契約
県立大学共通施設棟	行政財産	3 基	随意契約
県立大学図書・メディア・講堂施設棟	行政財産	2 基	随意契約
県立大学管理棟	行政財産	1 基	随意契約
県立大学学部棟 I	行政財産	1 基	随意契約
県立大学学部棟 II	行政財産	1 基	随意契約
県立大学学部棟 III	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）共通施設棟	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）メディア交流棟	行政財産	3 基	随意契約
県立大学（本荘）学部棟 I	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）学部棟 II	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）特別実験棟	行政財産	1 基	随意契約
県立大学（本荘）体育施設棟	行政財産	1 基	随意契約
短期大学学生寮	普通財産	1 基	随意契約

（県立大学『公有財産台帳』等より）

イ. 樹木芝育成管理業務委託について

県立大学本荘キャンパスにおける樹木芝育成管理業務委託について、下記のとおり、仕様書の一部の業務が実施されていなかったが受託業者への支出は当初の契約金額に従い支払われている。受託業者からの報告を受けて口頭により了承した旨伝えており、当初の仕様内容に代わる「芝刈り」を受託業者に指示している。

合理的な理由による業務の未実施または変更であるとしても、仕様内容と「委託内容等に関する実績報告書」及び「業務完了報告書」等の報告内容との差異について、「正当であると認めた」趣旨及びその決定理由を管理者である者が文書にて決定する必要がある（「委託契約書第3条第3項、

第4項」)。

(i) 未実施項目

「生垣管理；剪定刈り込み」
形状・規格；高さ 1.5m 人力
数量；500m

(ii) 未実施理由

「生垣の成育状況が悪いため」

なお、当該樹木芝育成管理業務委託は、県立大学秋田キャンパス及び本荘キャンパスでそれぞれ契約され実施されているが、当該業務の積算内訳について、「作業内容」及び「形状・規格」が同一であるにもかかわらず、単価が相違しているものが多く見受けられた。この点についての事務局の回答は以下のとおりである。

【事務局の回答】

「秋田、本荘共に設備の仕様が全く同じでないこと、地域性により金額が異なってくることを理由に共通化していない。」

しかし、「地域性により金額が異なってくる」という合理的な理由に乏しいこと、そもそも両キャンパスの積算方法に合理性が乏しいこと(③を参照。)から、次のような改善を行う必要があるものと考える。

- ① 「地域性」という曖昧な理由を見直す必要がある。
- ② 上記見直しにより両キャンパスの委託単価の差異に合理的な根拠が乏しいと認められる場合は、より合理的で経済的な共通単価を設定する必要がある。
- ③ 現在の契約業者 1 社から以前に微収した参考見積もりをもとに積算単価を確定しているが、当該契約が指名競争入札であること、したがって公平性の観点が重要であることから、積算単価の設定にあたってはより広く積算単価情報を収集し適正な単価設定が必要である。

(3) 公共料金(光熱水費)について

電気料金及びガス料金については、料金にかかる規制緩和の進展に伴い、使用量及び使用実態等に応じて種々の料金体系から需要者にとって有利なものを選択できるようになってきている。県立大学のような大口の需要者にとっては選択によっては大きく料金に差異が生じる可能性があるものであり、有利な料金体系の有無を検討する必要がある。本件について、各キャンパスの事務局よりヒアリングを実施し、検討した結果は以下のとおり

である。

ア. 秋田キャンパス及び本荘キャンパス

(i) 電気料金

従前より有利な料金体系の有無について検討を行ったことはないため、直近1年間の資料を基礎として、適用可能な料金体系間において比較を行ったところ、現行契約の「業務用電力」よりも「業務用電力II」に変更した方が、秋田キャンパスにおいて年間約2,229千円、本荘キャンパスにおいて年間1,821千円だけ有利となることが判明した。

ただし、大学院の建設工事等の要因により、平成14年12月から両キャンパスとも、従前より契約容量を増加させる必要があり、その場合に「業務用電力II」が有利かどうかは現状不明であるが、いずれにしても、今後は継続的に検討を行うことが必要である。

(ii) ガス料金

電気と同様にガスに関する有利な料金体系の有無についての検討は行っていなかったが、ガスに関しては、冬期間の使用量が多く負荷が高いため割引の対象となりにくく、現行の契約方法が適切である。しかし、今後も継続的に検討を行うことが必要である。

イ. 短大

従前より有利な料金体系の選択について検討を行っている。

3. 財産関係

(1) 『公有財産台帳』及び『備品原簿』の整備について

今回の監査において、『公有財産台帳』及び『備品原簿』等と現物との照合を実施した結果、公有財産に関しては、台帳上、特に工作物に関して「〇〇一式」、「〇〇98個一式」といった記載が多く、職員の同行を得て照合作業を実施したにも関わらず、現物が不明なもの、網羅的に確認できないものが散見された。また、物品(備品)に関しては、特に研究用機器に関して、その所在を使用者たる教員等のみが把握しており、職員の同行を得て照合作業を実施したにも関わらず、現物の所在自体が判明しないもの及び所在確認に相当の事務作業を要するものが散見された。

地方財政法第8条に規定されているとおり、地方公共団体は、その財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することが求められる。これは、行政運営に果たす公有財産の重要性

とともに、その財源が県費を始めとする租税等であることを鑑みた場合、当然に求められるところであり、物品についても当てはまるものである。特に、厳しい財政状況下においては、所有している財産及び物品等をより有効に活用することが更に要請されると言える。

一方、地方公共団体においても貸借対照表や行政コスト計算書等の作成が始まられており、新たな管理会計的手法としての活用及び住民に対する説明責任の発揮等の観点から、その精緻化が図られている。秋田県においても平成11年度より作成が開始されているところであるが、その基礎データとなるのは『公有財産台帳』及び『備品原簿』であり、従前よりも、求められる役割は増大している。更に、地方独立行政法人が制度化され、当該制度を採用した場合には、貸借対照表等の作成が義務付けられることとなろう。

これらの要請に応えるためには、公有財産及び物品の現況を的確に把握することが前提となり、その手段として常に正確かつ適正な『公有財産台帳』及び『備品原簿』を作成する必要がある。今後、以下の点について検討を行うことが望ましいが、いずれにしても、台帳を作成・整備すること自体が目的ではなく、その趣旨に沿って管理台帳としての有効性を高めるよう留意すべきである。

ア. 『公有財産台帳』にかかる事項

正確かつ適正な『公有財産台帳』を作成し、更に維持するためには、実態に即した台帳を作成するとともに、実物の変動に合せて適時に修正を行う必要がある。

- ① 対象資産の数量については、実態に即し、かつ後日の確認に資するような数値を記載する。
- ② 対象資産の異動を適時に台帳に反映させるため、定期的・計画的に対象資産の現物確認を行う。なお、全ての資産を毎年確認する必要はなく循環的な確認でも良い。
- ③ 現物確認に際しては、台帳の整備に止まらず、その結果を修繕計画の策定に反映させる等、実際の維持管理活動と有機的にリンクさせる。
- ④ 現状、現物の管理を主目的として作成されているが、今後、管理会計用の情報源としての役割の増大が見込まれることから、取得価格を始めとした金額情報の記載方法について検討する。

イ. 『備品原簿』にかかる事項

『備品原簿』についても『公有財産台帳』と同様のことが指摘できるが、財産よりもその数量の多さと移動の容易さにおいて相違があり、その所在の把握がより重要となる。

- ① 現状、特定の時点における帳簿記載内容と現物とを照合する、いわゆる「たな卸」を実施していない。確かに、開学当初は取得する備品の数量も多く、その処理に忙殺されていたことが推察されるが、備品は移動を伴うものであり、循環的なたな卸も含め、早急に現物と帳簿との照合体制を確立する。
- ② 『備品原簿一覧表』及び『物品供用簿』上の供用者を実態に即した供用者とともに、『備品原簿一覧表』上の備考欄に当該物品の備置場所等を記載すること等により、その所在を明確化することを検討する。なお、研究用機器を始めとして、移動が頻繁になされると想定される備品のうち、『備品原簿一覧表』上で対応が困難なものに関しては、一定の単位の研究責任者に備品管理の徹底を周知させた上で供用者とし、管理する備品の所在とその状況等を記載した書面の定期的な提出（年に1回程度）を受けること等も想定し得る。
- ③ 研究用機器の一部は、外部の機関との共同研究等により大学外へ持ち出すことが想定されるが、現状、持ち出しにかかる管理帳簿等も存在せず、その備品の管理は備品利用者の良識に依存している状況であるため、備品の持ち出しについて、一定の内規を定めることも検討する。

（2）施設修繕計画の策定について

施設管理担当部署に対してヒアリング等を実施したところ、秋田キャンパス及び本荘キャンパスに関しては特に設置年度が新しいこともあり、事務局において中期的な事前の修繕計画を策定し、計画的・効率的に修繕を実施していくという意識が希薄であった。このため、設備の保守点検業務受託業者からの報告等により発覚した事態に対して、その都度処理を行う事後保全的な修繕がほとんどであり、大規模修繕を含む将来的な計画を有していない。

このような受動的な施設管理の手法においては、故障やトラブルの発生自体を抑制するための事前予防策を採用することができず、かつ修繕等に関して二重投資が生じるおそれもあり、有効性及び効率性の点で改善の余地がある。現在のように施設の年次が新しいうちは良いが、今後、年を経るに従い、その重要性が増すと思われるところから、施設の管理責任を有す

る大学事務局が主体的に修繕計画を策定することが望ましい。

(3) 学外者施設利用許可について

秋田キャンパス及び本荘キャンパスにおけるグラウンドを始めとする施設を学外者が利用する際の手続に関して、関係書類の閲覧及び関係課に対するヒアリングを実施した結果は以下のとおりであった。

ア. 現状

県立大学のグラウンドを始めとする資産は行政財産であるが、県立大学の教員又は学生以外の者が県立大学の施設を利用しようとする際には、財務規則第329条に規定される行政財産の目的外使用を適用するのではなく、大学の目的に適合した利用であるとして、「秋田県立大学施設管理規程」(以下、「管理規程」という。)に則って処理されることとしている。

しかし、使用できる団体及び目的の範囲等に関して明確に規定されていないことから、行政財産の目的外使用にかかる規程を準用し、「公共団体若しくは公共的団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としないとき」に使用を許可できるものとして運用している。

イ. 施設開放に対応した規程の整備

現状、行政財産の目的外使用にかかる規程を準用しているが、「地域における生涯学習機会の充実方策について（平成8年4月24日：文部省生涯学習審議会答申）」において大学の施設開放の推進及び県民へのその周知が求められていることもあり、大学本来の活動に支障がない範囲において学外者利用に対して積極的に対応できる体制をとる必要がある。

このため、講義やクラブ活動等大学本来の活動に対し障害にならないことを前提とした上で、許可範囲の明確化等に関して管理規程の見直しを進めることが望ましい。また、現行の管理規程には使用料にかかる規程が存在しないことから、その点についても必要に応じて、見直し・整備を検討することが望ましい。

〈参考〉

「地域における生涯学習機会の充実方策について（平成8年4月24日：文部省生涯学習審議会答申）」抜粋

2 地域社会への貢献

(1) 施設開放の促進

施設の開放については、これまで多くの大学等で行われてきているが、地域住民の高度で専門的な学習に対するニーズの高まりにこたえて、今後より一層施設開放を進め、これらのニーズにこたえていくことが重要である。

○ 施設開放の拡充

大学等の施設の開放は、図書館・博物館・資料館・体育館・グランドなどが主な対象となるが、実情に応じて、多様な施設の開放が可能な限り行われるよう工夫されるべきである。これらの施設を円滑に開放するためには、大学等が地域社会の一員として地域に積極的に貢献していくことが社会から強く期待されている、との共通認識を学内で確立することが必要である。その上で、施設開放に必要な手続きを簡素化し、それを地域の人々に広く知らせることが望まれる。この場合、様々な学習情報を統合的に扱う都道府県の生涯学習推進センターなどの活用が考えられる。

(4) 試験研究機器の利用状況について（木高研）

ア. 機器（設備）の概要

木高研は、木材の加工・利用に関する技術基盤の確立をすることにより、木材資源の理想的な循環系確立を目的としている。試験研究機器は、約50機（1千万円以上の機器）使用されている。試験研究機器は、主に木高研の研究用に利用されることを目的としているが、財団法人木材加工推進機構を通じて外部の利用にも供している。今回、木高研では試験研究機器の利用状況表（木高研内部の利用及び外部機関の利用状況）を作成していた。

イ. 利用状況及び利用状況管理

試験研究機器の利用状況表を閲覧し、現場視察を行った結果、木高研内部での利用は、適時なされている（平均稼動日数は、平成11年度140日、平成12年度135日、平成13年度130日）ようであるが、外部利用（試験依頼・製品の性能評価依頼）はあまりなされていない。これは、外部利用を積極的に行う条例等の規定がないこと及び試験研究機器の本来の目的は、木高研の内部利用に資することであるとの理由からのようである。

また、内部利用されている機器の中でも、年間30日ほどしか使用されない機器もあり、内部の利用頻度はそれ程高いものとは言えない。

確かに、一定の研究テーマのために購入される機器類は、そのテーマの終了等により利用頻度は低下することも否めないが、設備の効率的利

用の面から、木高研の研究活動に支障を来たさない範囲で積極的に外部の設備利用を推奨すべきと考える。

また、木高研が作成した利用状況表であるが、外部利用の状況は財團法人木材加工推進機構を通じてなされているので、実績数値を把握することはできるが、内部利用の状況は客観的に検証できるデータに基づいたものではなく、教員等のヒアリングに基づくものである。

今後は、内部利用状況を現場の教員等に逐次申告させ、利用状況を管理し、利用頻度の少ない機器については外部利用の機会を設ける等、なんらかの対策を講じる必要がある。

(5) 図書関係

ア. 蔵書点検(たな卸)により判明した不明図書の取扱いについて

秋田・本荘キャンパスにおいては、図書は図書システムにより管理されていることから、蔵書点検(たな卸)はハンディーターミナルにより図書に添付されているバーコードを読み込まれる。蔵書点検(たな卸)によって読み込まれた情報を図書システムにおける「蔵書点検システム」を稼動させることにより「新規不明資料一覧リスト」「継続不明資料一覧リスト」が出力され不明図書が把握される。秋田キャンパスでは、平成14年8月20日から23日の4日間、本荘キャンパスでは平成14年8月26日から30日の5日間蔵書点検(たな卸)が実施されている。

担当職員にヒアリング確認した限りでは、両キャンパス共に蔵書点検(たな卸)は適正になされており問題ないと見えるが、蔵書点検(たな卸)の結果(13年度結果)以下のような不明図書がある。

a. 秋田キャンパス

不明図書数 36冊(継続不明18冊、新規不明18冊)

不明雑誌数 19冊(〃 6冊、〃 13冊)

b. 本荘キャンパス

不明図書数 31冊(継続不明14冊、新規不明17冊)

不明雑誌数 7冊(〃 3冊、〃 4冊)

両キャンパスでは、図書館の出入口に防犯のゲートが設置されているので図書の盗難件数は少ないと考えられるが、上記のような不明図書が発生している。

財務規則によれば、使用に耐えない物品があった場合には、物品の不用の決定を行い(財務規則第364条)、不用物品の売却等を行わなければならない(財務規則第365条)ことになっている。このような不明図書

が発生した後の取扱については現在のところ、廃棄等の処理は行っていない状況である。今後は、一定の経過年数を超えた不明図書等の取扱いを定めた規程の整備を行い、適時に長期不明図書の処理を行うことが必要である。

イ. 学術研究交付金（研究費）で購入された図書に関する規程について
学術研究交付金で教員が購入した図書については、その取得した日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに県に寄付しなければならない（秋田県立大学学術研究交付金要綱第26条）。平成13年度購入図書については、県に対する寄付行為はまだなされていないことは、監査結果に記載したとおりであるが、教員からの寄付行為がなされた後、当該図書の貸出しには以下の規程が存在する。

・秋田県立大学図書館利用細則

「(研究費購入資料の貸出し)

第4条 要領第10条第1項及び第15条の規定にかかわらず、教員がその研究費をもって購入した図書館資料を当該教職員に貸出しする場合の貸出期間及びその冊数並びに貸出機関の更新回数は、次のとおりとする。

- (1) 貸出期間 1年間
- (2) 貸出冊数 無制限
- (3) 貸出期間の更新回数 無制限

2 前項の規程による貸出しを受けた教職員は、貸し出された図書館資料を責任をもって保管するとともに、利用を終了したときは、速やかに返却しなければならない。」

上記規程どおり適用した場合、当該交付金により購入した図書については、半永久的に教員に貸出された状態になる可能性がある。確かに、当該図書は研究用に購入されたものであり、頻繁に貸出された場合には、研究の妨げになることも予想されため当該規程はある意味理解できるが、他の研究者等の閲覧の機会を制限することにもなり、また、図書購入に関する二重投資が生じるおそれもある。上記規程の「貸出期間の更新回数 無制限」の規程を一定の更新回数に制限する等、検討を図られたい。

4. その他（遠隔授業の利用について）

秋田キャンパスと本荘キャンパスとの間は、地理的に離れていることもあり、通信施設を用いた遠隔授業が実施されている。技術的には両キャンパス

にA T M専用回線が接続されており、この回線により、遠隔授業・講演・討論会・会議などが実施できるようになっている。遠隔授業にかかる実施状況および利用状況は下表のとおりである。

【履修届の状況】

(単位：人)

科目名	平成 13 年		平成 14 年	
	秋田	本荘	秋田	本荘
教育制度論	10	16	7	25
理科教育法 I	29	18	12	16
教育方法論	9	20	12	32
理科教育法 II	26	19	11	13
教育実習事前事後指導	24	17	24	17
延べ人数	98	90	66	103
学生数に対する割合※	8.9%	8.2%	4.6%	7.1%

※ 学生数に対する割合は、延べ人数を各年度の秋田及び本荘キャンパスの学生数（科目履修生等含む）で除した割合である。平成 14 年度学生数は、平成 13 年度学生数に、定員数 350 人を加算して概算で算出した。

遠隔授業に関する当初計画においては、年間の利用コマ数等のような具体的な利用計画の定めが無いため、当初の利用計画に対する実際の利用頻度の比較は行われていない。設備の有効活用の観点からは、設置当初に利用計画を作成し、これとの比較を行うことにより、設備利用状況の把握及び今後の有効活用の方法を検討すべきである。

事務局によると、真の学生へのサービスは現地で講義することであり、遠隔授業は二次的な利用手段にすぎないとのことであるが、今後、木高研への拡大の可能性もあるとのことであり、利用計画を作成し、計画と実績の比較を実施する等、有効な資産活用情報に役立てるべきである。

第4. 今後の方針について

県立大学は「1. 21世紀を担う次代の人材育成、2. 開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」することを基本理念として定めている。施策を実施する立場にある県は、この目的たる基本理念をより効果的かつ効率的に実現する責務を負うものであり、県立大学の置かれている環境や県民からの期待等の変化に応じて、その手段として最も適した運営形態を検討する必要がある。

現在は県の一組織として運営されているが、それに限らず、公設民営方式による運営や現在検討が進められている地方独立行政法人制度等も選択肢となろう。それらを含めると主に以下の3通りの運営形態が想定できる。しかし、これらに限らず、今後、どのような運営形態を採用するかは県の判断であることから、本報告書においては参考として、想定される各々の形態のメリットとデメリットを簡単に記述するに止める。

- ① 現行方式（県の一組織）
- ② 県の関与を残しつつ自立性を持たせる方式（地方独立行政法人化等）
- ③ 民営化（私立大学への移管等）

区分	サービス提供主体	施設等整備者	サービスの質・水準 決定者等
① 現行方式	県	県	県
② 公設民営化	民間	県	県
② 地方独立行政法人化	地方独立行政法人	地方独立行政法人・県	地方独立行政法人・県
③ 民営化	民間	民間	民間

なお、② 県の関与を残しつつ運営に自立性を持たせる方式には、上表のとおり、地方独立行政法人以外に公設民営方式による運営形態等も当然に選択肢として挙げられるが、本節においては一つの例として地方独立行政法人化について記述する。ただし、地方独立行政法人に関しては、現在制度が検討されているところであるため、現行の独立行政法人制度を想定して記述する。

区分	メリット	デメリット
① 現行方式 (県の一組織)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の意向を直接的に反映させることが可能。 ・制度変更を伴わないため、多くの事務作業を要しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁組織の一部門であることから、予算執行・人事等に関して、効率的・弾力的な運用に制度的制約がある。 ・県立大学に予算決定権がなく、コスト削減に対する誘引が低い。 ・発生主義会計に基づくコスト計算が制度上要請されていない。
② 県の関与を残しつつ運営に自立性を持たせる方式 (地方独立行政法人化等)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標及び計画段階において、県の意向を反映させることができ可能。 ・財務・人事等に関して、効率的・弾力的な運用が可能となる。 ・主体的な意思決定が可能となり、創意工夫を發揮する余地が増加する。 ・発生主義会計に基づくコスト計算及びその開示が要請される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長（大学長）に権限と責任が集中するため、強いリーダーシップを發揮する長がない場合、制度趣旨を十分に達成し得ない。 ・制度の移行に際し、諸体制の整備、システム変更及び承継資産の評価等、多大な事務作業を要する。
③ 民営化 (私立大学への移管)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の直接的な負担が低減される。 ・既存の私立大学との統合される場合、種々のスケール・メリットが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の意向を直接的に反映させにくい。また、県の意思に沿った施策の実施を求める場合、補助金等の交付が必要となる可能性がある。 ・授業料等の値上げが予想される。 ・受け皿となる既存の私立大学が無い場合、単独での民営化には困難が伴う。